

今年度の国民健康保険などの保険料率が決まりました

《国民健康保険》

世帯を単位として加入者の人数や所得などを基に計算されます。保険料は、6月下旬に世帯主宛てに送付する納入通知書でお知らせします。
☎こくほ資格係☎5984-4554

世帯の保険料=A+B+C

所得割額	均等割額	
賦課基準額(※) ×7.71%	+	4万7300円 ×加入者数
		=
所得割額	均等割額	
賦課基準額(※) ×2.69%	+	1万6800円 ×加入者数
		=
所得割額	均等割額	
40～64歳の加入者の 賦課基準額(※) ×2.25%	+	1万6600円 ×40～64歳の 加入者数
		=

※賦課基準額＝昨年分の総所得金額等－住民税基礎控除額。

失業した方の保険料を軽減します

対象となる方は届け出が必要です。▶**軽減期間**：離職日の翌日の属する月から翌年度末まで☑雇用保険受給資格者証(原本)と、資格確認書または国民健康保険被保険者証を持参の上、こくほ資格係(区役所本庁舎3階)または、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)へ ※郵送可。☎こくほ資格係☎5984-4554

対象

- 次の①～③の全てに当てはまる国民健康保険加入者
①雇用保険受給資格者証を交付されている(特例受給資格者を除く)
②雇用保険受給資格者証の離職理由が倒産・解雇などである
③離職日現在、65歳未満である

《後期高齢者医療制度 75歳以上の方》

被保険者一人ひとりに掛かります。保険料は、7月下旬に送付する決定通知書でお知らせします。
☎後期高齢者保険料係☎5984-4588

保険料

所得割額	均等割額	年間保険料
賦課基準額(※1) ×9.67%(※2)	+	4万7300円
		=
		(限度額80万円) (※2)

- ※1 賦課基準額＝昨年分の総所得金額等－住民税基礎控除額。
※2 激変緩和措置は終了しました。

安心して医療サービスを受けるために ～医療費を大切に

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、国民健康保険の医療費が増加傾向にあります。医療費の増加は、保険料の値上がりにもつながります。これからも安心して医療サービスを受けるために、一人ひとりが健康づくりへの意識を高めましょう。☎保健事業担当係☎5984-4713

日頃から気を付けよう！5つのポイントをチェック☑

- ☐ かかりつけ医を持ち、同じ病気の重複受診を避ける
- ☐ ジェネリック医薬品を積極的に利用し、薬は必要な分だけもらう
- ☐ 「お薬手帳」を活用し、薬の飲み合わせや重複に注意する
- ☐ 毎年の健康診査を受けるなど、定期的に健康をチェックする
- ☐ バランスの良い食生活、適度な運動など生活習慣病予防を心掛ける

始めよう！省エネ・再エネ ～補助金を紹介

予算がなくなり次第、終了！
お早めに！

練馬区では、二酸化炭素の5割以上が家庭から排出されています。脱炭素社会の実現に向けて、住宅の省エネ・再エネ設備の設置を補助しています。詳しくは、区HPをご覧ください。



問合せ

環境課地球温暖化対策係
(区役所本庁舎18階) ☎5984-4706

高断熱窓・ドア

上限額を
引き上げ

補助上限額：**20万円**

※区内業者が施工した場合のみ。区外業者は12万円。



- 快適な室温を保ち、熱中症やヒートショックの対策に
- 光熱費の節約に
- 結露の低減に



他にもいろいろ

設備	補助上限額		
	個人	事業者	管理組合
太陽光発電設備	8万円		
蓄電システム ※太陽光発電設備と同時設置・申請が必要。	5万円		
エネファーム	5万円		－
エコキュート	2万5000円		－
V2H(電気自動車の電力を家庭などで使う設備)	10万円		
LED照明への交換 上限額を引き上げ	－		49戸以下…25万円 50～99戸…50万円 100戸以上…75万円

補助対象：2/1～来年3/31(火)に設置した設備

- 個人……区内の既存住宅に設備を設置し、申請時に居住している方
事業者……区内の事業所で事業に用いるために設備を設置した次の①②のいずれかに当てはまる事業者
①区内に本店または支店などの登記をしている従業員20名以下の法人
②区内在住の個人事業主
管理組合…区内のマンションの共用部分に設備を設置した管理組合

申請開始日：4/15(火)

設置完了後、区HPや環境課にある申請書に必要書類を添えて、環境課地球温暖化対策係へ ※国や都の補助金と併用できます。

東京都みんなのうちに太陽光 太陽光発電設備と蓄電システムの共同購入

購入したい人同士が、事業者からまとめて買うことで安く購入できる仕組みです。昨年は市場価格から約25%引きされました。参加方法など詳しくは、東京都みんなのうちに太陽光HPをご覧ください。 ※区の補助金と併用できます。☎同事務局☎0120-723-100

